

法務研第35号
2007年4月25日

財団法人日弁連法務研究財団
理事長 新堂 幸司 殿

早稲田大学大学院法務研究科
科長 鎌田 薫

「評価報告書」に対する異議の申立について

2007年3月26日付けを以て送付いただきました「早稲田大学大学院法務研究科評価報告書」に対し、貴財団「法科大学院認証評価手続規則」第6条に基づき、異議を申し立てますので、よろしく審査をお願い申し上げます。

評価報告書に対する異議

9-1-3 成績評価に対する異議申立手続

評価報告書は、本法科大学院における成績評価に対する異議申立手続に関して、「当該法科大学院のように多くの学生を擁しているのに、この件数にとどまっているのは、成績評価に対する異議申立制度が確立していないことや、異議申立ての相手方を第三者ではなく担当教員としていることが原因であるとも考え得る。」(91頁)と指摘している。

上記評価は、評価報告書原案においても存在していたので、本法科大学院はこの点について、大要以下のような「意見申述」(2007年3月12日付)を行った。すなわち、財団による上記評価は、成績評価に対する異議申立を「紛争解決」の制度として理解する哲学を基礎としているように理解できるが、これを担当教員と学生との個別的な対話と教育の機会と捉えれば、こうした担当教員との対話によって学生が自身の学業成績の弱点を理解し、それ以上に第三者による手続に付さないことは、決して「問題」であるとは言えない。その意味で、評価報告書案が、教務主任への異議申立の「件数」の少なさを評価の要素とする点には賛同できない。

これに対して、「意見申述に対する回答」(2007年3月26日付、以下「回答」)では、「制度としては、学生が担当教員から説明を受けても納得できない場合に第三者に申し立てることを想定しており、担当教員に申し立てることなくただちに第三者機関に異議申立てを行う制度を求めるものではありません。単なる『紛争解決』制度としてとらえるものでも、担当教員による成績評価の教育的意義を否定するものでもない点をご理解願います。」との指摘がなされている。

「意見申述」でも記載したとおり、本法科大学院においては、成績評価に対する異議申立手続が規定化されておらず、また学生への周知が必ずしも十分でないという評価報告書の指摘(90-91頁)については、これを甘受し、今後改善に向けた努力を真摯に行いたいと考える。しかし、評価報告書が、教務主任への異議申立の「件数」の少なさを取り上げ、これを以て「異議申立ての相手方を第三者ではなく担当教員としていることが原因であるとも考え得る」と評価されている点は、どうてい認諾できないものであり、またこの点について「回答」も本法科大学院の疑義に十分に答えてはいないと思われる。

「回答」においては、「学生が担当教員から説明を受けても納得できない場合に第三者に申し立てることを想定しており、担当教員に申し立てることなくただちに第三者機関に異議申立てを行う制度を求めるものではありません」と指摘されている。そうであれば、学生が担当教員から説明を受けて納得した場合には、当然のことながら、第三者に申立てが行われないことになる。担当教員

により学生が十分に納得できるだけの基準が示され、これにより第三者機関に対する異議申立が行われないことは、むしろ「望ましい」あり方であり、教員としては客観的かつ公正で、学生が自ずと納得のいく成績評価を行うよう努力することが求められる。しかし、評価報告書の論理では、こうした努力を積み重ね、第三者への異議申立の「件数」が少なくなることは、むしろ「問題」であると評価されかねないことになる。

したがって、評価報告書が「この件数にとどまっている」(91頁)ことをもって、本法科大学院の成績評価に対する異議申立手続に「C評価」を与えているとすれば、論理的に大きな矛盾をはらむとともに、成績評価に関する教員各位の今後の努力の方向性を見誤らせるものとなろう。よって、「件数」を問題とする当該箇所を評価報告書から削除するとともに、この点に関する評価を除いた形で、再度本項目の評価が行われることを要望する。

9-2-3 修了認定に対する異議申立手続

評価報告書は、本法科大学院における修了認定に対する異議申立手続に関して、「修了認定は司法試験受験資格を付与するという法科大学院の決定であり、単位積み上げ方式の場合であっても、在学期間の確認や認定単位の集計等において過誤が発生しうるのであるから、最低限これらの事態への対応手順は定めおくべきである。」(95頁)と指摘している。

しかしながら、本法科大学院はすでに「意見申述」において、「確かに、在学期間の確認や認定単位の集計において過誤が発生する可能性がまったくないとは言えないが、そもそもそうした過誤は、本質的に事務的な誤りであり、異議申立手続といった実体的判断を行う手続に付されるべきものとは異質である。こうした過誤が仮にあった場合、関係する学生が事務所に問い合わせを行うことは当然に行われるものと予想されるし、異議申立手続が存在しないことは、こうした問い合わせを排除するものでもない。その意味では、こうした形式的過誤への対応が行われることは当然であるし、実際にそうした対応はいつでも行うことはできる」と述べ、本法科大学院のように「積み上げ方式」をとる場合には、この項目について「評価対象外」と表記されるべきと主張した。

ところが、「回答」は、「修了認定の基準について必ずしも固まっていない現段階において、単位積み上げ方式の場合についても異議申立手続を評価対象とすることに不都合があるわけではありません。」と指摘している。しかし、「修了認定の基準について必ずしも固まっていない」という現状認識が、どのような根拠に基づくもので、具体的に何を意味しているのかは必ずしも明らかではない。本法科大学院の修了認定基準については、評価報告書「9-2-1 修了認定基準等の設定・開示」の項目において、すでに「進級・修了認定基準、進

級・修了認定の体制・手続がいずれも非常に適切に設定されており、かつ進級・修了認定基準が適切に開示されている。」(93頁)との評価を受けている。したがって、「修了認定の基準について必ずしも固まっていない」との指摘が、仮に本法科大学院の修了認定基準のことを指すのであれば、両項目の評価に矛盾があるものと言わざるをえない。

一方、「修了認定の基準について必ずしも固まっていない」という認識が、すべての法科大学院を念頭に、修了認定の制度一般について、どの程度の習熟度が適当か、今後さらに検討されるべきであるという指摘であれば、一応は首肯できる。しかし、それは修了に必要な単位数や受講すべき科目の内容に関わるものであって、それが直接に修了認定における形式的な過誤に関して異議申立手続を設置する必要性を根拠づける理由となるとは考えられない。

再度強調するが、本法務研究科におけるような単位積み上げ方式においては、仮に修了認定に対して学生が不服を持つことがあったとしても、それはあくまで単位数の数え間違いなどの事務的な誤りに起因するにすぎない。修了認定にいかなる実体的判断も入り込まない以上、実体的判断に対する異議申立がないことは当然である。仮に本法科大学院に第三者に対する異議申立手続を設置したとしても、こうした異議申立ての直接的な窓口は法科大学院事務所となり、事務所はこうした申立てを受領する段階で、事務的過誤の有無を確認することはできるし、またそうしなければならない。この確認によって、過誤が見つければ、直ちに訂正することは可能であるし、もし過誤がなければ第三者機関による審議を経た訂正という事態は起こりえない。繰り返すまでもなく、当該第三者機関が審議すべき実体的な内容は、本法科大学院の修了基準には存在しないからである。

これとの関連で、「回答」は「なお、単位積み上げ方式で異議申立手続を制定している法科大学院も存在する旨付言しておきたい。」と指摘する。しかし、上記の説明からもわかるように、積み上げ方式を採用した場合、異議申立手続は有名無実にすぎない。こうした手続が実際に機能する局面にまで検討を掘り下げれば、そもそも積み上げ方式を採用する法科大学院について、修了認定に対する異議申立手続の存否を評価すること自体が適当ではないことは明らかである。財団が、単に形式的でも異議申立手続が存在すれば良いのだという姿勢であるならばともかく、実質的に適正な修了認定が実施されているかどうかを評価されようとするのであれば、本項目は「評価対象外」とされるべきである。

当然のことながら、本法科大学院が採用している積み上げ方式そのものが問題であるという指摘であれば、本法科大学院における教育のあり方の根本にかかわる問題として、相当の議論が必要となる。しかし、少なくとも評価報告書「9-2-1 修了認定基準等の設定・開示」においては、そうした指摘は見当

たらない。したがって、本法科大学院としては、積み上げ方式を前提とする限り、修了認定に対する異議申立手続は本質的に不必要であるとの立場を変更すべき説得力ある根拠は見出しえず、もし本項目が今後も継続して評価項目の一つとされるのであれば、遺憾ながら、今後の評価においても常に「C評価」に甘んじなければならないことになる。本項目の評価は、先に取り上げた9-1-3項目の評価とともに、第9分野の全体評価を左右する重要な点であるので、修了認定に対する異議申立手続の本質的な機能とその必要性につき再度十分な考慮をいただき、本項目に関する評価を再考願いたい。